

広島港港湾計画資料

— 軽易な変更 —

平成 17 年 10 月

広島港港湾管理者

目 次

I . 変更理由	1
II . 港湾施設の規模及び配置に関する資料	2
1 . ふ頭計画	2
1 - 1 . 旅客船ふ頭計画	2
III . 土地造成及び土地利用計画に関する資料	5
1 . 概要	5
2 . 地地区別土地利用計画	6
2 - 1 . 向洋地区土地利用計画	6
2 - 2 . 甘日市地区土地利用計画	7
IV . その他重要事項の計画に関する資料	9
V . その他の資料	10
1 . 資金計画	10
2 . 環境保全に関する検討	11
3 . 地方港湾審議会名簿	12
4 . 新旧法線対照図	13

I. 変更理由

- (1) 海洋性レクリエーション需要の増大に対処し、港における賑わい空間を形成するため、観音地区において、旅客船ふ頭計画を追加する。
- (2) 効率的な土地利用を図るため、向洋地区において、土地利用計画を変更する。
- (3) 木材取扱機能の変化に対処し、高次都市機能の集積拠点を形成するため、廿日市地区において、土地造成及び土地利用計画を変更する。
- (4) プレジャーべーを適切に収容し、ポートパークの効率的な運営を図るため、吉島地区において、港湾の効率的な運営に関する事項を計画する。

II. 港湾施設の規模及び配置に関する資料

1. ふ頭計画

1-1. 旅客船ふ頭計画

[観音地区]

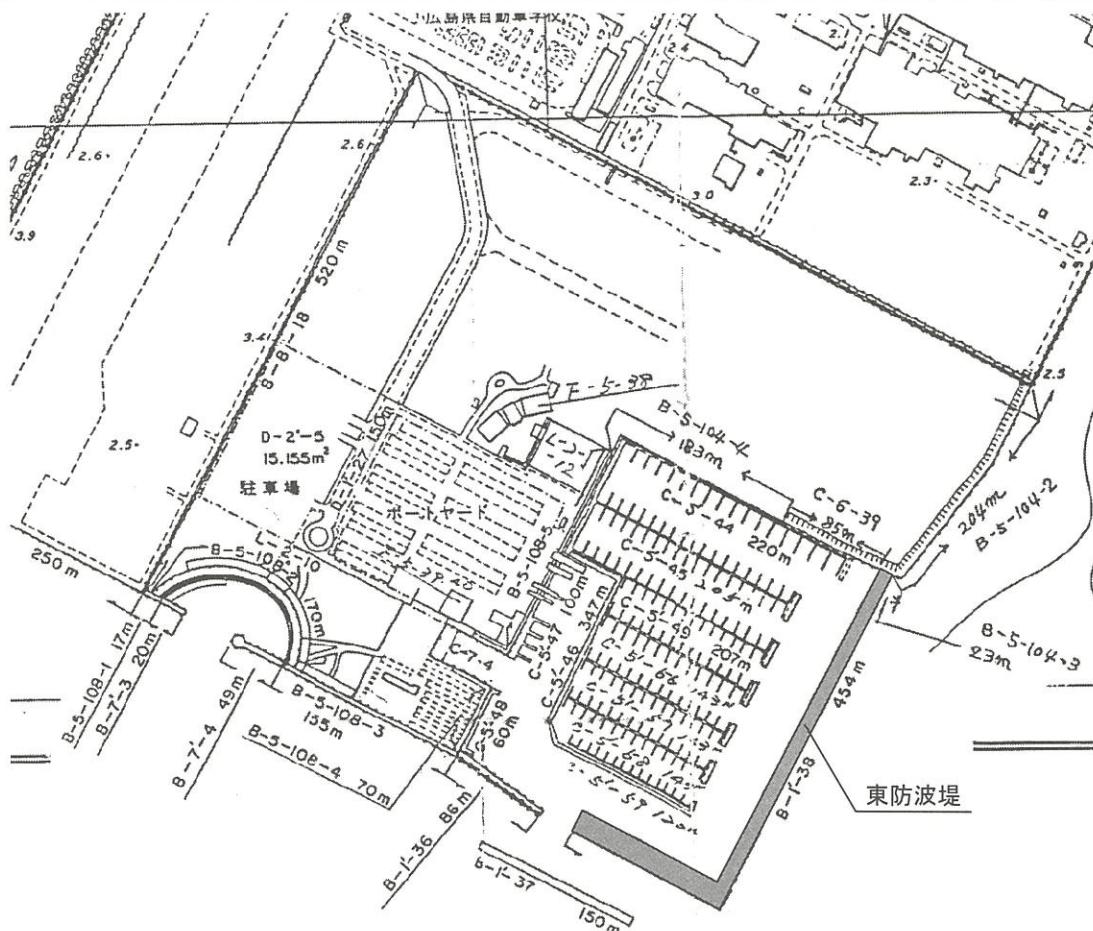
海洋性レクリエーション需要の増大に対処し、港における賑わい空間を形成するため、旅客船ふ頭計画を追加する。

① 旅客船ふ頭の現況

今回計画では、外郭施設（防波堤）の一部を改良し、旅客船ふ頭を計画する。外郭施設の現況は、次のとおりである。

表 II-1-1 外郭施設（防波堤）の現況

地区名	外郭施設	延長 (m)	幅 (m)	前面水深 (m)	構造
観音地区	東防波堤	454	20	-3.5～-7.0	直立 鋼材・コンクリート



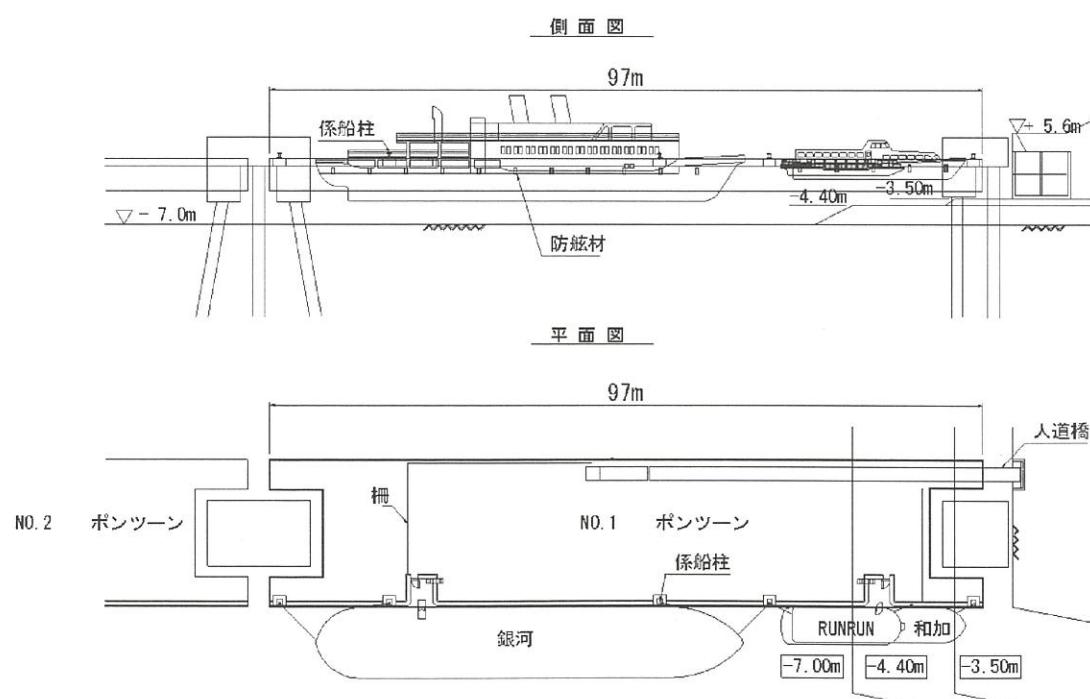
III. 土地造成及び土地利用計画に関する資料

⑤ 旅客船ふ頭の規模及び配置

旅客船ふ頭の規模及び配置とその考え方は、次のとおりである。

表II-1-4 旅客船ふ頭の規模及び配置の考え方

地区名	施設	バース数	水深 (m)	規模の考え方	配置の考え方
観音地区	ドルフィン	1	-3.5	施設規模は、対象船舶船型を基に決定する。	高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律に対応し、乗降客の安全且つ円滑なアクセスを確保する。旅客船とプレジャーボートの航行水域の分離による航行安全性を確保する。



図II-1-2 旅客船ふ頭の規模及び配置

1. 概要

企業活動の促進、積極的な土地利用の推進による臨海部の活性化を図るため、土地造成及び土地利用を次のとおり計画する。

用途 地区名	ふ頭用地	港湾関連用 地	工業用地	都市機能用 地	交通機能用 地	危険物取扱施設用 地	緑地	(単位 : ha) 合計
向洋地区			5.1			6.6		11.7
廿日市地区	20.4	14.8	69.5	(6.0) 14.0	15.2	3.4	2.0	(6.0) 139.4

注1 () 内は土地造成を伴う土地利用計画で内数である。

注2 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

用途 地区名	ふ頭用地	港湾関連用 地	工業用地	都市機能用 地	交通機能用 地	危険物取扱施設用 地	緑地	(単位 : ha) 合計
向洋地区			2.6			9.1		11.7
廿日市地区	20.4	14.8	(3.0) 79.2	1.3	15.2	3.4	2.0	(3.0) 136.4

注1 () 内は土地造成を伴う土地利用計画で内数である。

注2 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

2. 地区別土地利用計画

2-1 向洋地区土地利用計画

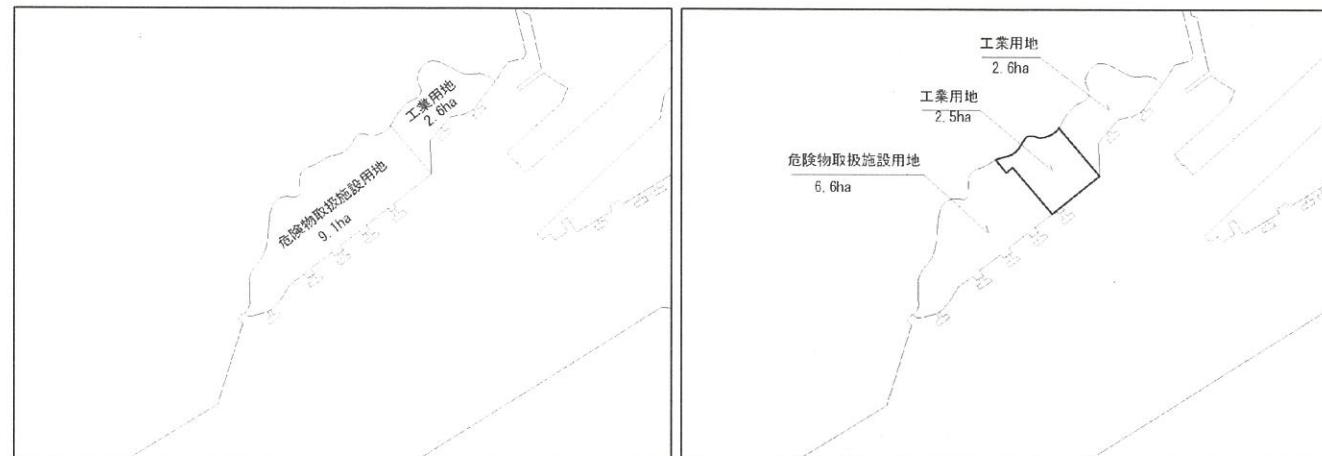
危険物取扱施設用地の所有者である石油製品卸売業者が事業を廃止し、これまでと同様の土地利用が図れなくなったこと、また、隣接する工業用地で事業を営む鉄スクラップ加工処理業者が既存の専用係留施設を利用し、工業用地として土地活用を図ることから、港湾機能を活用した工業用地としての利用が円滑に行えるよう、土地利用計画を変更する。

表III-2-1 向洋地区土地利用計画

用 途	今回計画	既定計画	増 減
工業用地	5.1ha	2.6ha	2.5ha
危険物取扱施設用地	6.6ha	9.1ha	△2.5ha

(既定計画)

(今回計画)



図III-2-1 向洋地区土地利用計画

2-2 廿日市地区土地利用計画

廿日市地区は、水面貯木場やドルフィン等の木材取扱施設が整備され、背後には木材関連企業が立地しており、木材供給基地として役割を果たしているが、近年の木材の荷役・保管形態の変化により、施設の利用度が低下している。

廿日市北貯木場については、昭和63年の広島港港湾計画一部変更において、これまでの木材取扱機能を内陸部の都市事業に伴う企業の移転用地として転換し、工業用地3.0haを位置付けたが、当該企業は別の場所に移転済みである。

一方、廿日市市の都市整備は、広島都市圏西部地域の中心として、広島市中心部を補完する都市機能の高次化が要請されており、高次都市機能の集積拠点として、広島電鉄平良駅から水面貯木場に至る一帯において、行政機関や民間の産業文化施設、商業・サービス系施設を誘導し、廿日市市のシンボルとなる新都心の形成を目指しており、現在、合同庁舎等の建設が進められている。

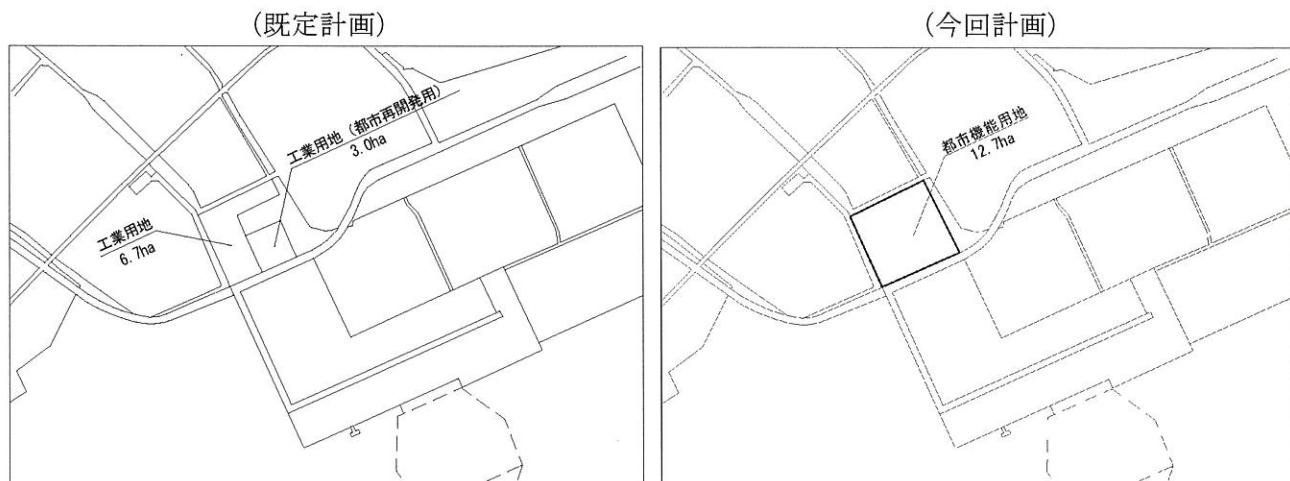
このような状況において廿日市市は、廿日市北貯木場とその周辺地域の土地利用形態を転換して新たに都市機能を導入し、水辺の魅力を活かした賑わいのある街並みの形成を目指す意向を示している。

今般、廿日市市は、高次都市機能の集積拠点の形成に必要な空間として廿日市北貯木場を埋立て、賑わい施設等のための用地を確保することとし、当該用地を都市機能用地として計画する。

表III-2-2 廿日市地区土地造成及び土地利用計画

用 途	今回計画	既定計画	増 減
工業用地	(-)	(3.0ha)	(△3.0ha)
都市機能用地	69.5ha	79.2ha	△9.7ha

注1 () 内は土地造成を伴う土地利用計画で内数である。



図III-2-2 廿日市地区土地利用計画

IV. その他重要事項の計画に関する資料



港湾の効率的な運営

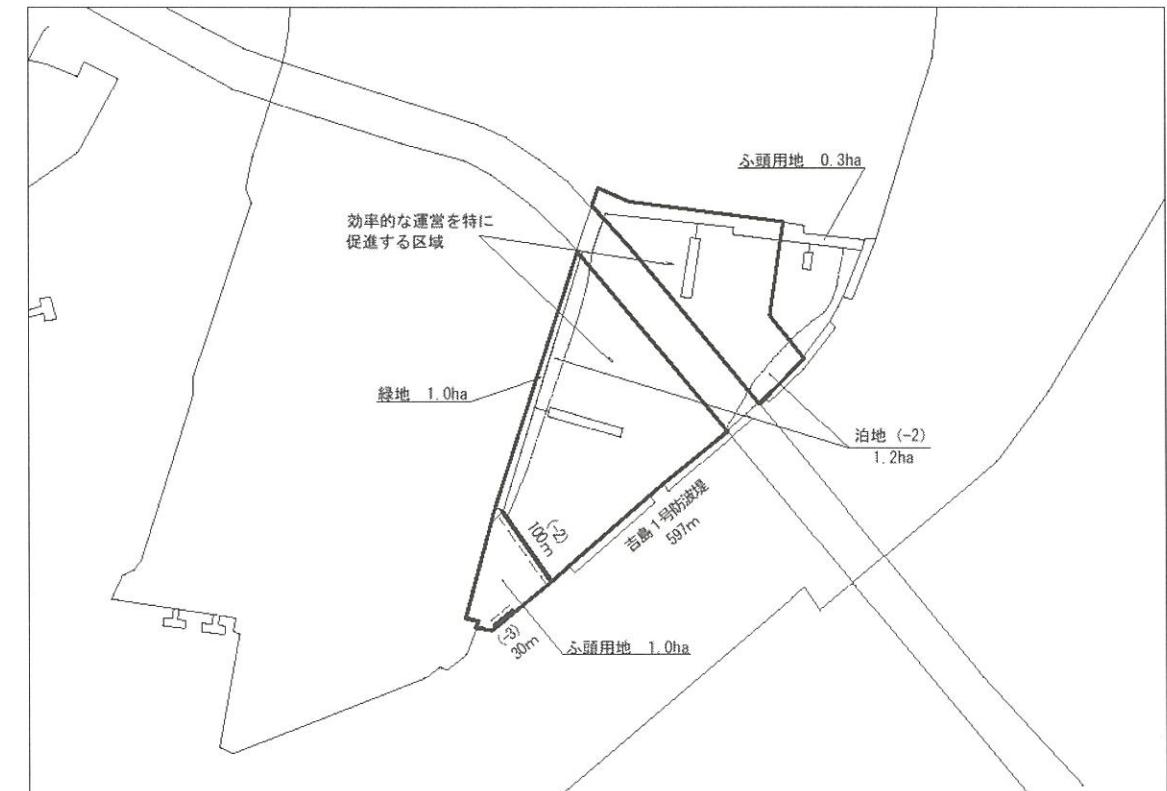
[吉島地区]

広島港内においては、2千隻以上の放置艇が存在しており、放置艇による船舶航行への支障、災害における放置艇の流出被害、景観の悪化といった問題が生じており、放置艇対策が急務となっている。

そのため、吉島地区において、プレジャーボートを適切に収容し、ポートパークの効率的な運営を図るため、以下の施設において、民間企業の経営能力を活用できるように措置することを計画する。

表IV-1-1 効率的な港湾運営を図る港湾施設

地区名	効率的な港湾運営を図る港湾施設		備 考
	種類	諸元	
吉島地区	小型さん橋	2基	既定計画
	物揚場	水深3m、延長30m	既設
	物揚場	水深2m、延長100m	既設
	ふ頭用地	1.0ha	既設
	緑地	1.0ha	既定計画



図IV-1-1 効率的な港湾運営を図る港湾施設

V. その他の資料

1. 資金計画

表V-1-1 資金計画

地区名	種別	施設区分	施設名	数量	事業費 百万円
観音	その他	係留施設	ドルフィン(-3.5)	1基	40
		合計			
廿日市	その他	土地造成	都市機能用地	6.0ha	2,000
		合計			2,000
その他事業		計			2,040
		総計			2,040

2. 環境保全に関する検討

(1) 大気質

今回計画では、新たに発生する大気汚染負荷が少なく、大気質への影響は軽微であると考えられる。

(2) 潮流

今回計画による地形の変化は少なく、潮流への影響は軽微であると考えられる。

(3) 水質

今回計画では、新たに発生する水質汚染負荷源が特にないことから、水質への影響は軽微であると考えられる。

(4) 底質

今回計画による地形の変化は少なく、潮流、水質への影響が軽微なことから、底質への影響も軽微であると考えられる。

(5) 騒音・振動

今回計画により新たに発生する交通量は少なく、騒音・振動による影響は軽微であると考えられる。

(6) 生態系

今回計画による地形の変化は少なく、大気質、潮流、水質及び底質への影響が軽微なことから、生態系への影響は軽微であると考えられる。

(7) 漁業への影響と評価

潮流、水質及び底質への影響が軽微であることから、周辺漁業に与える影響は軽微であると考えられる。

以上のことにより、今回計画による環境への影響は軽微であると考えられる。

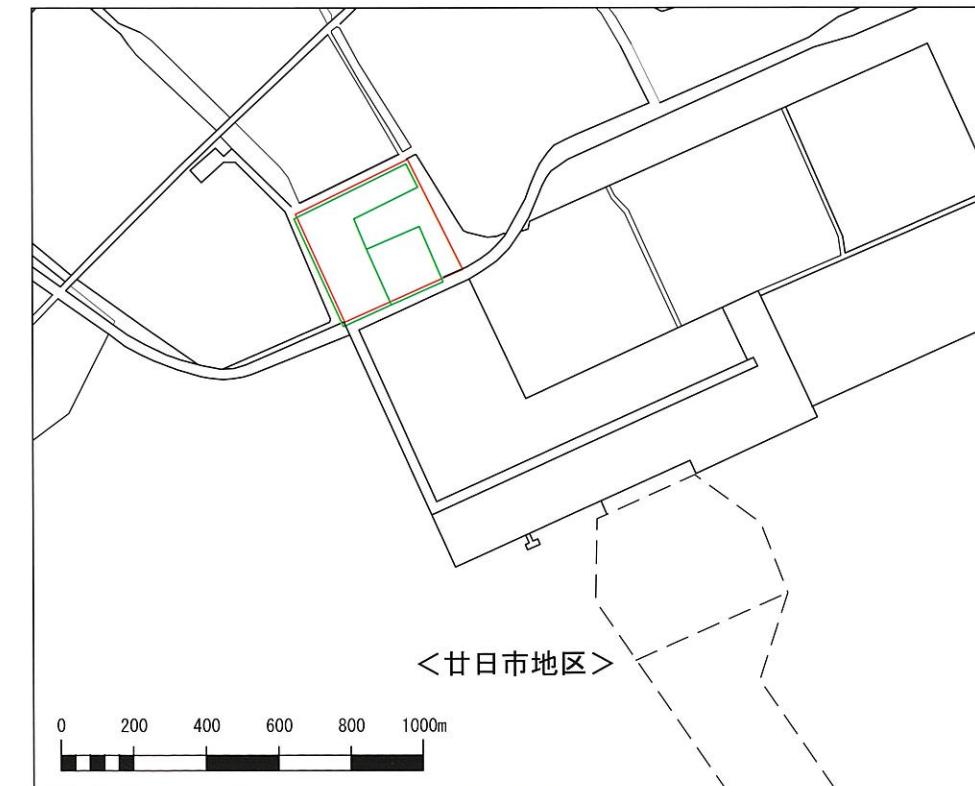
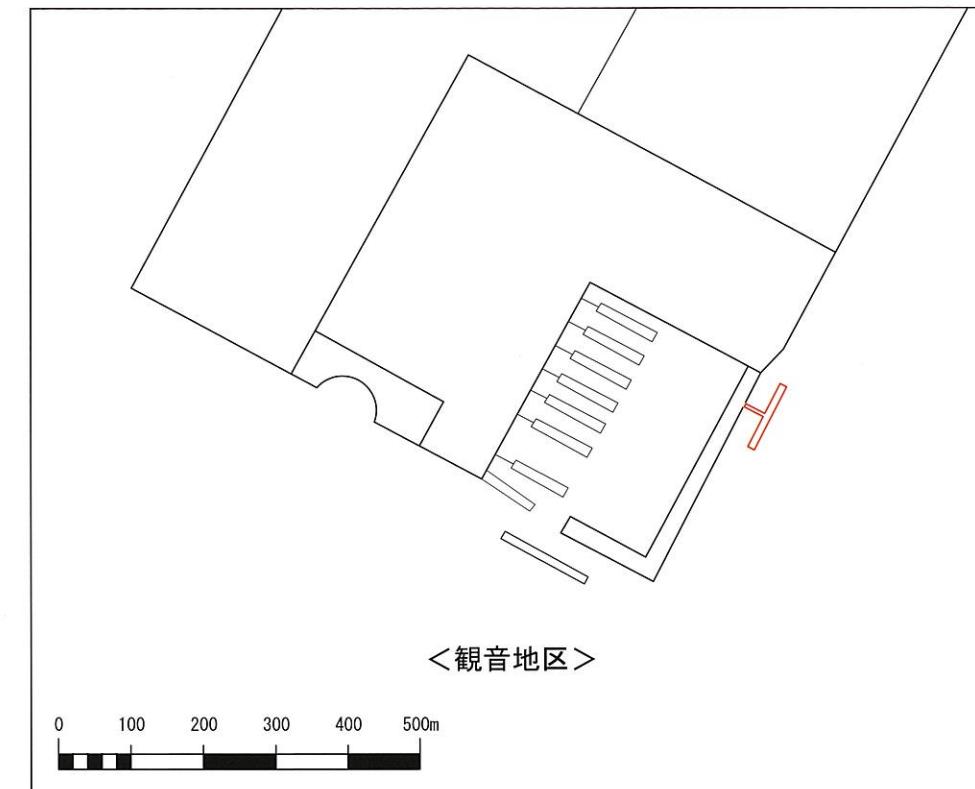
3. 地方港湾審議会名簿

広島県広島港地方港湾審議会委員名簿

(平成 17 年 10 月 1 日現在) (敬称略順不同)

区分	氏名	所属
学識経験者	杉 恵 賴 寧	広 島 大 学 大 学 院 教 授
	山 田 知 子	比 治 山 大 学 現 代 文 化 学 部 助 教 授
	若 井 具 宜	広 島 県 立 大 学 経 営 学 部 教 授
	日 比 野 忠 史	広 島 大 学 大 学 院 助 教 授
港湾関係者	濱 本 隆 之	広 島 市 漁 業 協 同 組 合 代 表 理 事 組 合 長
	香 川 源 治	広 島 県 倉 庫 協 会 会 長
	真 田 信 昭	広 島 地 区 港 運 協 会 会 長
	岸 野 廣 文	広 島 県 内 航 海 運 組 合 理 事 長
	仁 田 一 郎	広 島 県 旅 客 船 協 会 会 長
	松 村 潤 郎	全 日 本 海 員 組 合 中 四 国 地 方 支 部 長
県議会議員	山 田 利 明	広 島 県 議 会 議 員
	窪 田 泰 三	//
	中 本 隆 志	//
市議会議員	藤 田 博 之	広 島 市 議 会 議 員 (議長)
	碓 井 法 明	// (副議長)
	元 田 賢 治	// (建設委員長)
国の関係行政機関の職員	甘 日 岩 信 次	中 国 財 務 局 長
	原 学	広 島 税 関 支 署 長
	内 田 晃 亘	広 島 檢 疫 所 長
	湯 口 治 行	神 戸 植 物 防 疫 所 広 島 支 所 長
	神 谷 俊 広	中 国 運 輸 局 長
	東 原 健	広 島 海 上 保 安 部 長 (広 島 港 長)
	甲 村 謙 友	中 国 地 方 整 備 局 長
県職員	田 口 尚 文	副 知 事
	塩 崎 正 孝	土 木 建 築 部 空 港 港 湾 局 長
市町職員	山 田 康	広 島 市 助 役
	中 本 信 雄	広 島 市 都 市 整 備 局 長
	山 下 三 郎	廿 日 市 市 長
	山 岡 寛 次	海 田 町 長
	吉 田 隆 行	坂 町 長

4. 新旧法線対照図



凡 例	
計画変更後	—
計画変更前	—